

各 位

平成 29 年 7 月 25 日

会社名:住江織物株式会社

代表者名: 取締役会長兼社長 吉川 一三 (コード番号:3501 東証第一部)

問合せ先 : 執行役員経営企画室部長

永田 鉄平

(TEL 06 - 6251 - 6803)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年8月30日開催予定の第128回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を、100株に統一することを目指しています。当社は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後も売買単位当たりの価格の水準を維持するため、株式併合を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成29年12月1日をもって、平成29年11月30日の最終株主名簿に記載された株主様の所有株式数について、10株につき1株の割合を以て株式併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 29 年 5 月 31 日現在)	76,821,626 株
株式併合により減少する株式数	69, 139, 464 株
株式併合後の発行済株式総数	7, 682, 162 株

(注)株式併合により減少する株式数および株式併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株あたりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年5月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

【当社の株主構成】

	株主数 (割合)	所有株式数(割合)	
総株主	5, 256 名 (100.00%)	76,821,626株(100.00%)	
10 株未満所有株主	401 名 (7.63%)	734 株 (0.00%)	
10 株以上所有株主	4,855 名 (92.37%)	76, 820, 892 株 (100. 00%)	

(注)上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様 401名(所有株式数の合計 734株)は、株主としての地位を失うことになりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」または、「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

30,000,000 株

株式併合の割合に合わせて、現行の 300,000,000 株から 30,000,000 株に減少させます。なお、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日である平成 29 年 12 月 1 日に、定款第 6 条(発行可能株式総数)に規定する発行可能株式総数が、現行の 300,000,000 株から 30,000,000 株に変更されたものとみなされます。

(6) 株式併合の条件

平成29年8月30日開催予定の第128回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成 29 年 12 月 1 日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成29年8月30日開催予定の第128回定時株主総会において、上記「1.株式併合」に関する議案および下記「3.定款の一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

上記「1. (1)株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を1,000株から100株に変更するために定款第8条を変更するものであります。また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年12月1日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

現行の定款と変更案は以下のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

		(工)が即は及業国/月を介しより。/		
現行定款		変更案		
(発行可能株式総数)		(発行可能株式総数)		
第6条	当会社の発行可能株式総数は、300,000,000株	第6条	当会社の発行可能株式総数は、30,000,000株と	
	とする。		する。	
(単元株式数)		(単元株式数)		
第8条	当会社の単元株式数は <u>1,000 株</u> とする。	第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする		
(新設)		附則		
		第6条料	および第8条の変更の効力発生日は、平成 29 年 12	
		月1日	とする。なお、本附則は同日の経過後自動的に削	
		<u>除されるものとする。</u>		

4. 日程

(1)取締役会決議日(2)定時株主総会決議日平成29年7月25日平成29年8月30日(

(2) 定時株主総会決議日平成 29 年 8 月 30 日 (予定)(3) 株主併合の効力発生日平成 29 年 12 月 1 日 (予定)

(4) 単元株式数変更の効力発生日 平成29年12月1日 (予定)

(5) 定款の一部変更の効力発生日 平成29年12月1日(予定)

(注)上記の株式併合および単元株式数の変更に係る効力発生日は平成29年12月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、平成29年11月28日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることになります。

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買単位となる株式数を変更することです。今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

A2. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。 今回、当社では、10 株を1 株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月までにすべての国内上場会社の 普通株式の売買単位を、100株に統一することを目指しています。

当社は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後も売買単位当たりの価格の水準を維持するため、株式併合を行うものであります。

Q4. 株式の所有株式数や議決権数はどうなるのでしょうか。

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年11月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。

また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生	三前	効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	200 株	2個	なし
例②	1,356 株	1個	135 株	1個	0.6株
例③	685 株	なし	68 株	なし	0.5株
例④	8株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じた場合(上記の例②、③、④のような場合)は、全ての端数株式を当 社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

また、効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の場合(上記の例④のような場合)は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うことになります。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論 上は株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は 10 分の 1 になる 一方で、1 株あたりの純資産額は 10 倍になるからです。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなりますか。

A 6. 今回の併合により、株主様のご所有株式数は 10 分の 1 になりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合(10 株を 1 株に併合)を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動などの他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当額の総額が変動することはございません。

Q7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後期 の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8. 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。

A8. 株式併合後においても、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただけます。 具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記 の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q9. 株主自身で何か手続きが必要となりますか。

A9. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことは可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q10. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A10. 次のとおりを予定しております。

平成29年8月30日 第128回定時株主総会開催日

平成 29 年 11 月 28 日 100 株単位での売買開始日

平成29年12月1日 単元株式数変更および株式併合の効力発生日

平成30年1月下旬 端株株式売却代金のお支払い

※お問い合わせ先

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0120-288-324(フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

以上